

墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（案）及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリック・コメント等の実施結果について

1 パブリック・コメントの実施概要

(1) 公表資料

- ・(仮称) 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（案）等について
- ・墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例素案
- ・旅館業法施行条例の一部を改正する条例素案新旧対照表
- ・新旧規制比較表
- ・意見募集案内
- ・住宅宿泊事業法その他の参考法令条文

(2) 意見募集期間

令和7年9月23日（火）から10月14日（火）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和7年9月21日号
- ・区公式ウェブサイト

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・保健衛生部生活衛生課 窓口（すみだ保健子育て総合センター）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）又は持参

(5) 意見提出先

保健衛生部生活衛生課

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 195 名

（意見を提出した条例案別の内訳）

住宅宿泊事業に関する意見提出者	191名
旅館業に関する意見提出者	75名

（属性別の内訳）

区内居住者	116名
事業者等	宿泊施設経営者又は従事者
	観光関連産業（宿泊施設を除く。）事業者又は従事者
	その他（弁護士、行政書士、不動産投資関係者等）

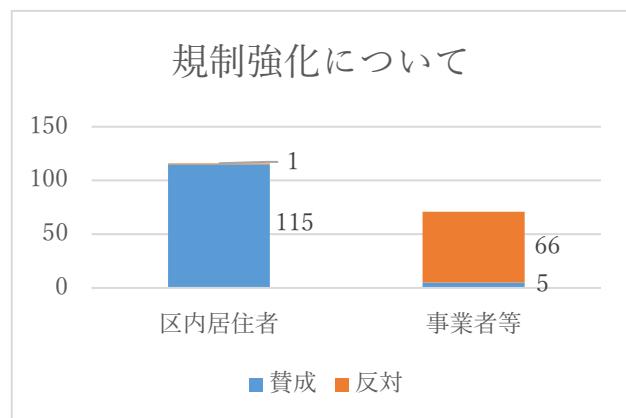
(2) 提出意見数 414件
(内訳)

住宅宿泊事業	310件
旅館業	104件

3 提出意見の概要

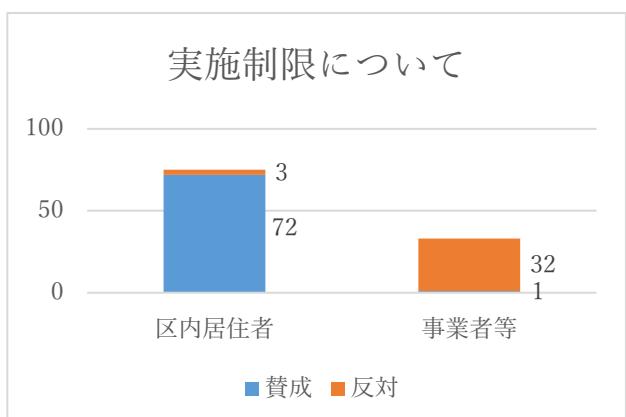
(1) 条例による規制強化について

	区内居住者	事業者等	計
賛成	115	5	120
反対	1	66	67



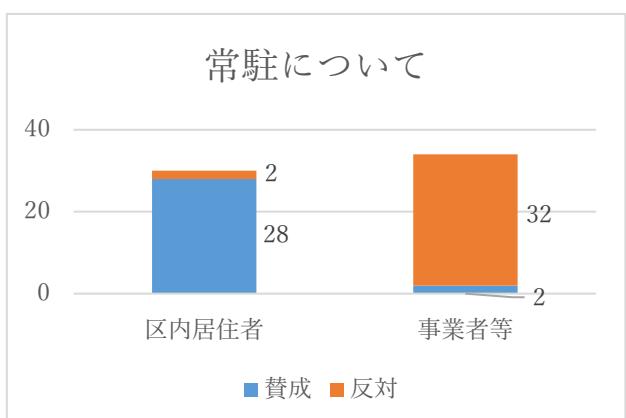
(2) 住宅宿泊事業の実施制限について

	区内居住者	事業者等	計
賛成	72	1	73
反対	3	32	35



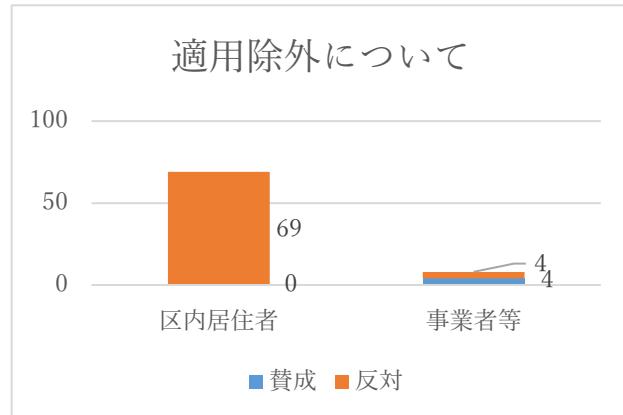
(3) 従事者等の常駐について

	区内居住者	事業者等	計
賛成	28	2	30
反対	2	32	34



(4) 既存施設への適用除外について

	区内居住者	事業者等	計
賛成	0	4	4
反対	69	4	73



(5) いただいたご意見の要旨と区の考え方

ア 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（案）について

別紙のとおり

イ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）について

別紙のとおり

4 （仮称）墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（案）及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）（令和7年9月22日区民福祉委員会）からの主な変更点

(1) 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（案）

	変更前	変更後
1	<p>第2条第2項第1号ア</p> <p>住宅宿泊事業を営もうとする住宅又は届出住宅（以下「届出住宅等」という。）の存する敷地からの距離が<u>10メートル以内</u>の土地に存する建物の使用者又は管理者</p>	<p>第2条第2項第1号イ</p> <p>届出住宅等の存する敷地からの距離が<u>20メートル以内</u>の土地に存する建物を所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者等</p>
2	<p>第16条第1項</p> <p>区長は、住宅宿泊事業者が法第15条の規定による業務改善命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p>	<p>区長は、住宅宿泊事業者が法第15条の規定による業務の改善の命令に従わなかったとき又は法第16条第1項の規定による業務の停止の命令若しくは同条第2項の規定による事業の廃止の命令を受けたときは、住宅宿泊事業者に係る次に掲げる事項を公表することができる。</p>

※このほか、意味が変わらない範囲で、文言の整理、修正を行った。

(2) 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）

	変更前	変更後
1	第2条第2項第1号	第3条第1項
	周辺住民等 旅館業を営もうとする施設又は営業施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接又は近接（当該敷地からの距離が <u>10メートル</u> の範囲をいう。）する土地に存する <u>建物の使用者又は管理者</u>	周辺住民等（旅館業を営もうとする施設又は営業施設がある建物に係る敷地及びその敷地からの距離が <u>20メートル</u> 以内の土地に存する <u>建物を所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者等</u> をいう。以下同じ。）

※このほか、意味が変わらない範囲で、文言の整理、修正を行った。